

いわき市における文化（教育）行政の組織及び運営状況について（メモ）  
 （公立社会教育施設に関する事務を補助執行する部署の所感）

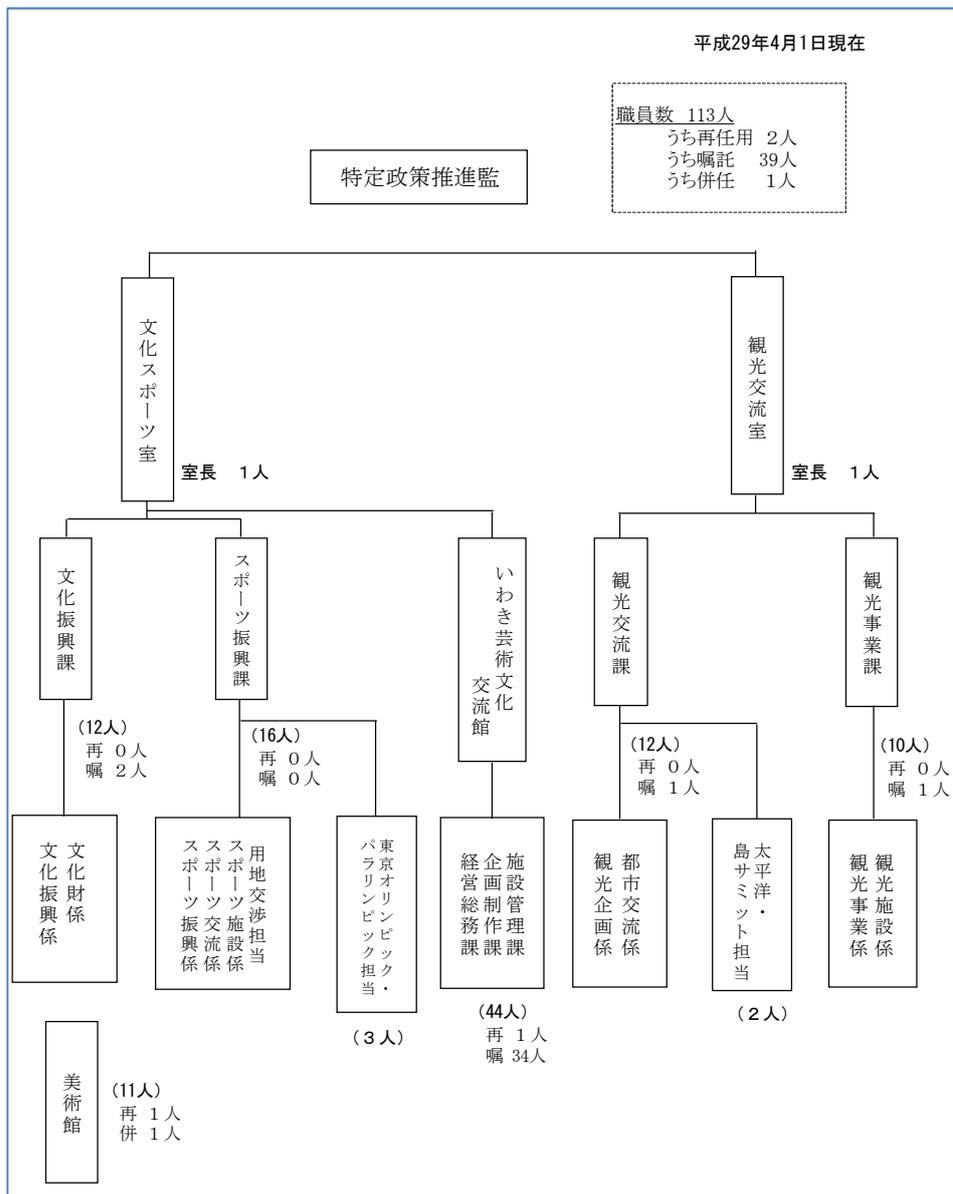
0 経過

いわき市では、平成 28 年 4 月 1 日、市民の心の復興に向け、文化・スポーツ施策の積極的な推進を図るため、文化・スポーツ施策を教育委員会から移管の上、「文化スポーツ室」を新設し、文化施策の専任組織として「文化振興課」を、スポーツ施策の専任組織として「スポーツ振興課」をそれぞれ新設。

また、文化財に係る事務（文化財を展示・管理する博物館類似施設 3 施設含む）、及び博物館施設である美術館の管理を、文化スポーツ室文化振興課へ補助執行させることとなった。

さらに、観光施策との柔軟かつ効果的な連携を図るため、「文化スポーツ室」と「観光交流室」を統括する「特定政策推進監」を配置。

1 文化振興課の組織体制



## 2 文化振興課の所管事務

- (1) 文化芸術の振興に関すること。
- (2) 文化芸術資源の活用に関すること。
- (3) 文化交流の推進に関すること。
- (4) 文化芸術団体に関すること。
- (5) 市民栄誉賞に関すること。
- (6) 文化施設の設置及び整備に関すること。
- (7) 公益財団法人いわき市教育文化事業団に関すること。
- (8) いわき芸術文化交流館に関すること。
- (9) 市民会館に関すること。
- (10) 草野心平記念文学館に関すること。

## 3 文化振興課職員が補助執行するもの

- (1) 文化財の保護及び活用に関すること。
- (2) 文化財の指定及び管理に関すること。
- (3) 文化財の調査及び資料収集に関すること。
- (4) 伝統芸能の保存及び継承団体の育成に関すること。
- (5) 教育委員会の後援名義の使用（文化関係に限る。）に関すること。
- (6) 文化財保護審議会に関すること。
- (7) 美術館（博物館施設）に関すること。
- (8) アンモナイトセンター（博物館類似施設）に関すること。
- (9) 考古資料館（博物館類似施設）に関すること。
- (10) 暮らしの伝承郷（博物館類似施設）に関すること。

## 4 教育委員会から首長部局へ移る際の懸念と現状

	懸念事項	現況
1	国の「文化芸術による子どもの育成事業」、市独自の「子どもの芸術・文化体験事業」等の、子どもを対象とした芸術文化振興事業は教育的な面を重視していることから、教育委員会との密な連携が必要であるが、首長部局へ移管されることで連携がとれなくなることの不安	特に問題なし 事業目的に応じ、部局を超えた連携を図ることは当然のことであり、事務執行上、特に支障は生じていない、（連携の程度も特に変わっていない。）
2	美術館は、設置目的を果たすために、「美術作品や文学に関する資料を収集、保存、保管、展示すること。美術や文学に関する調査研究を行うこと。美術や文学に関する展覧会、講演会、講習会等を開催する」こととしており、教育的な配慮が非常に重要である。首長部局が主導的に事務を取り扱	状況改善 美術館本来の設置目的・機能を十分に尊重した上で、さらに、観光との連携の結果、積極的な広報活動等が図られている。  また、以前より首長部局にある芸術文

	った場合、観光施設としての位置づけが強くなり、博物館施設として求められる作品収集や調査・研究という役割を果たせなくなるのではないかとの不安	化交流館・いわきアリオスと所管を一にしたことで、美術・音楽・舞台芸術等が有機的に連携したプログラムの提供等が可能となった。
3	文化財行政の中でもとりわけ、埋蔵文化財の保護は開発行為と相対するものであり、行政の中立性が強く要請されるものであり、教育委員会が適当である	特に問題なし 文化財保護法という遵守すべき法のもとに事務執行がなされており、現時点における問題事項は発生していない。
4	補助執行に伴う事務の混乱	一部問題あり 事務執行にあたり、教育委員会及び市議会において二重に審議されることで、慎重な判断がなされる一方、事務の重複、遅延が生じる。 最終決定権者は誰なのかという問題もあり、責任の所在が曖昧となることが現在懸念されている。

## 5 当課としての所感

いわき市においては、平成 28 年度に組織改正を行い、ようやく 2 年余りが経過したところであるが、現時点においては、事務手続き的などころで多少の混乱が生じているほか、大きな問題は生じていない。

また、本市において、首長部局で事務を所管することとなった結果、文化財を活用したまちづくり・観光振興の取組み、美術館と芸術文化交流館の連携による新たなプログラムづくりが進んでいる状況にあり、文化芸術推進基本計画が掲げる、文化芸術の「多様な価値」を活かして創造的で活力ある社会を目指した観点からみた場合、メリットのほうが大きい。

こうしたことから、本市としては、博物館の設置・管理の所管部局を地方公共団体の判断により決定することができる制度は望ましいと判断している。

なお、その際は、教育委員会にかわり、既存の文化財保護審議会や美術館協議会が取り扱う審議案件の範囲の拡大、また、文化芸術推進全般に係る審議会等を設置することで、政治的中立性を保ち、また、有識者による良識あるジャッジメントをうける等の対応を検討していきたい。